

優先交渉権者として決定されなかった理由に対する説明請求に対する回答

件名	新国立競技場整備事業
業者名	新国立競技場整備事業 伊東・日本・竹中・清水・大林共同企業体
質問事項	<p>1. 採点方式</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1). 点数に奇数の項目が存在しておりますが、これは原則外の係数が採用されたのでしょうか。その場合、原則外の係数が採用された時期、理由、項目、具体的な評価式について、ご教示願います。</li> <li>2). 1)の場合、事前に提案者には通知が無かった理由について、ご教示願います。</li> <li>3). 1)の場合、各審査員別の採点結果について公開頂けませんでしょうか。できない場合はその理由について、ご教示願います。</li> <li>4). 結果通知日の公式記者会見において、審査委員長より「仮採点をして、なんとなく審査員みんなの相場観を確かめてから本採点をした」との発表がございました。仮採点を行うことは各審査員に対する自由で独立した公正な判断を誤らせる行為と考えられますが、仮採点が行われた理由について、ご教示願います。</li> <li>5). 仮採点結果について公開頂けませんでしょうか。できない場合はその理由について、ご教示願います。</li> </ol> <p>2. 技術的事項の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1). 技術的事項の確認は、提案書の一部として審査委員会で評価の対象となったのでしょうか、ご教示願います。</li> <li>2). 当該書類が公表されていない理由について、ご教示願います。</li> </ol> <p>3. 業務の実施方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1). 具体的にどの様な点で優劣をつけたのか、ご教示願います。</li> </ol> <p>4. 事業費の縮減</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1). 評価対象は技術提案書に記載された提案事業費でしょうか、ご教示願います。</li> <li>2). 技術的事項の確認及びヒアリングにおいて、物価上昇分の費用を23億円見込んでいることを説明しております。A案において物価上昇分が別途計上だとすると、評価条件を統一した場合、B案の方が提案事業費が低くなりますが、A案よりB案の方が劣っているとされた理由について、ご教示願います。</li> <li>3). 「更なる事業費縮減に向けた工夫に関する提案」について、審査委員会で評価の対象となったのでしょうか。その場合、どの項目がどの様に評価され点数に反映されたのか、ご教示願います。</li> </ol> <p>5. 工期短縮</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1). 評価対象は技術提案書に記載された竣工期日でしょうか。そうでない場合、竣工期日は同じであるのにA案よりB案の方が劣っているとされた理由について、ご教示願います。評価対象は技術提案書に記載された竣工期日でしょうか。そうでない場合、竣工期日は同じであるのにA案よりB案の方が劣っているとされた理由について、ご教示願います。</li> </ol>

- 2). 技術提案書の他、技術的事項の確認、ヒアリングにおいて、工期に関する実現性や不安要素につきましては、回答して参りました。例えば、既存杭解体工事の先行着手につきましては、既成の工法であるバックアップ工法等の採用により提案工期を遵守できることをヒアリング時に回答しております。また、資機材置場の用地確保につきましては、技術的事項の確認により用地確保ができない場合でも提案工期を遵守する回答をしております。新技術の採用につきましては、技術提案書により詳細な説明をしております。具体的にどの様な点で優劣がつきどの様に点数に反映されたのか、ご教示願います。
- 3). 既存杭解体工事につきましてはA案の技術提案書に記載が見当たりません。A案においては既存杭解体をしないか本体工事を実施するか、選考過程での確認結果について、ご教示願います。
- 4). 4. 1). で技術提案書に記載の提案事業費で評価され、5. 1). で技術提案書に記載の竣工期日で評価されなかった場合、項目により評価条件が異なることとなります。その場合、そのような評価を行った理由について、ご教示願います。

#### 6. 維持管理費抑制

- 1). 技術提案書において、B案では維持管理費及び縮減効果を金額で示しておりますが、A案では具体的金額が見当たりません。どの様な観点から比較を行い、どの様に点数に反映されたのか、ご教示願います。

#### 7. 環境計画

- 1). B案の方がERR値、BEE値等の数値で上回った提案をしたと認識しておりますが、具体的にどの様な点で優劣がつきどの様に点数に反映されたのか、ご教示願います。

#### 8. その他

- 1). 当該文書及び回答文書につきまして、審査の透明性及び公平性確保の観点に基づき、公開されるものと理解しておりますが、その時期と方法について、ご教示願います。

### 回答

#### 1. 採点方式

技術提案書の評価にあたっては、「求める技術提案書及び審査基準について」に基づき、説明書8(2)①に規定される「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会」(以下「委員会」)の各委員が、「評価項目ごとに、原則として各項目の配点に6段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする」こととし、これらの合計により評価を行っており、「点数の合計点が高い者から順位を付け、最も優れた技術提案書を選定する」こととなっています。

各項目は原則として6段階の評価としていますが、委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(A'、B'等)を採用するなどの運用方針を定めています。これらは、提示している審査基準の運用の範囲内であることから、特段の通知等は行っていません。

また、各委員の審査にあたり、自らの認識に間違いが無いかどうかを自ら確認する観点から、仮評価を実施しています。

なお、説明書8(2)①に記載のとおり、委員会は、「中立かつ公正な立場で技術提案書の審査を行う」とされています。

#### 2. 技術的事項の確認

説明書(補足)4. に記載のとおり、「技術提案書の評価に当たって、技術提案書の内容について確認しておくべき技術的事項がある場合は、応募者に確認する」としており、この結果もふまえて技術提案書の評価が行われています。

また、説明書(補足)4. (1)に記載のとおり、「技術的事項の経緯については、審査結果の公表後に公表する」とされており、今後、関係者と必要な調整を行った後に、公表する予定です。

### 3. 業務の実施方針

「業務の実施方針」については、提出された技術提案書に記載されている内容について、各委員が技術提案書、技術的事項の確認、ヒアリングを通じて「技術提案書の審査基準」の「評価項目」に記載された「評価基準」に従い、「業務内容の理解度(整備すべき施設や、工期遵守・事業費上限額遵守を含め、本事業実施における重要事項の理解度)」及び「重要事項を確実に担保し、確実に本事業を遂行するための取組体制、品質管理の考え方、配慮事項等の妥当性」を評価しており、その結果として、公表している点数になったものです。

### 4. 事業費の縮減

「事業費の縮減」については、提出された技術提案書に記載されている内容について、各委員が技術提案書、技術的事項の確認、ヒアリングを通じて「技術提案書の審査基準」の「評価項目」に記載された「評価基準」に従い、「事業費の縮減の実現性(事業費の抑制幅及び事業費縮減策の確実性)」を評価しており、その結果として、公表している点数になったものです。

なお、「更なる事業費縮減に向けた工夫に関する提案」は、「技術提案書作成要領」3(2)④の「事業費」に関する技術提案として求めているものであり、当該項目の評価は、「技術提案書の審査基準」の「評価項目」における「事業費の縮減」の評価に勘案されるものとなります。

### 5. 工期短縮

「工期短縮」については、提出された技術提案書に記載されている内容について、各委員が技術提案書、技術的事項の確認、ヒアリングを通じて「技術提案書の審査基準」の「評価項目」に記載された「評価基準」に従い、「工期短縮の実現性(工期の短さ及び工期短縮策の確実性)」を評価しており、その結果として、公表している点数になったものです。

なお、説明書(補足)4. に記載のとおり、「技術提案書の評価に当たって、技術提案書の内容について確認しておくべき技術的事項がある場合は、応募者に確認する」としており、委員会から提示された項目について、応募者に確認を行っております。

### 6. 維持管理費抑制

「維持管理抑制」については、提出された技術提案書に記載されている内容について、各委員が技術提案書、技術的事項の確認、ヒアリングを通じて「技術提案書の審査基準」の「評価項目」に記載された「評価基準」に従い、「維持管理費の抑制策の的確性」を評価しており、その結果として、公表している点数になったものです。

### 7. 環境計画

「環境計画」については、「技術提案書作成要領」3(2)⑨の「環境計画」に記載のとおり、「明治神宮外苑の歴史と伝統ある環境や景観等に調和するための具体的方策」や「環境負荷軽減のための具体的方策・設備計画」についての記載を求め、提出された技術提案書に記載されているこれらの内容について、各委員が技術提案書、技術的事項の確認、ヒアリングを通じて「技術提案書の審査基準」の「評価項目」に記載された「評価基準」に従い、「提案の的確性、独創性、実現性について総合的に評価」を行っており、その結果として、公表している点数になったものです。

### 8. その他

説明書9に基づく貴共同企業体作成の書面及び本書面については、「設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」(平成19年9月19日、19文科施第224号)に準じて取り扱い、本書面の発信後に当センターにおいて閲覧に供するとともに、当センターホームページに掲載します。

